

『通所介護事業所すまいるはあと』重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(長崎県指定 第 4270108717 号)

当事業所はご契約者に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	10
7. 虐待の防止	10
8. 身体拘束について	10
9. 感染症予防及びまん延防止のための措置	11

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社 新上五島在宅ケアセンター
(2) 法人所在地 長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷379番地5
(3) 電話番号 0959-43-1188
(4) 代表者氏名 代表取締役 田平一吉
(5) 設立年月 平成17年9月13日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 地域密着型通所介護事業・介護予防通所介護相当サービス
平成24年4月1日指定
長崎県指定 指定 4270108717
- (2) 事業所の目的 利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護を提供する。
- (3) 事業所の名称 通所介護事業所すまいるはあと
- (4) 事業所の所在地 長崎県長崎市平瀬町76番4
- (5) 電話番号 095-895-7601
- (6) 管理者 氏名 田中 えりか
- (7) 当事業所の運営方針 可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努める
- (8) 開設年月 平成24年4月1日
- (9) 利用定員 12人 (地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービス)

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域

長崎市内（離島地域の高島は除く。）

ただし、利用相談があった場合は必要な情報を利用者等に提供致します。

- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～日	祝祭日
受付時間	月～日	8時30分～17時30分
サービス提供時間	月～日	9時15分～16時30分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービス及び指定介護予防通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 管理者（兼生活相談員）	1（相談員兼務）	1名
2. 介護職員	1.5	1名
3. 生活相談員	2（管理者兼務、介護職兼務）	1名
4. 機能訓練指導員	1	1名
5. 看護職員	0.25	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。
 （例）週 8 時間勤務の介護支援専門員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間 8：30～17：30 ☆原則として 2 名の介護職員が勤務します。
2. 機能訓練指導員	勤務時間 8：30～17：30 ☆原則として 1 名の介護職員が勤務します。
3. 看護職員	勤務時間 10：00～12：00 10：00～14：00 ☆原則として 1 名の看護職員が勤務します。 提供時間帯を通じて、連絡がとれ必要に応じて対応ができます。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第 4 条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割）が介護保険から給付されます。 ※負担割合により 1 割、2 割、3 割の場合もあります。

〈サービスの概要〉

☆共通的服务

- ①食事の介助（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。）
 - ・食事の準備、介助を行います。
 - ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ②入浴
 - ・入浴又は清拭を行います。

③排泄

- ・ご契約者の排せつの介助を行います。

④送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

<サービス利用料金(1回あたり)> (契約書第6条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額・1割・2割・3割)をお支払い下さい。(上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

☆介護サービス費用基準額：地域密着型通所介護

*利用者自己負担額は地域密着型通所介護サービス費用基準額の一割の金額とする。

1単位=10.14円

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
4時間以上 5時間未満	436単位	501単位	566単位	629単位	695単位
5時間以上 6時間未満	657単位	776単位	896単位	1013単位	1134単位
6時間以上 7時間未満	678単位	801単位	925単位	1049単位	1172単位

※入浴介助加算 40単位

※個別機能訓練加算(Ⅰイ) 56単位

※サービス提供体制加算Ⅲ 6単位

☆介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)×サービス別加算率(9.0%)<小数点以下の端数四捨五入>×10.14円の負担割合に応じた額が負担金となります。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆介護サービス費用基準額：介護予防通所介護費(1月につき)

要支援1 1798単位

要支援2 3621単位

*利用者自己負担額は介護予防通所介護サービス費用基準額の1割、2割、3割の金額とする。

☆介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

介護報酬総単位数（基本サービス費＋各種加算減算）×サービス別加算率（9.0%）<小数点以下の端数四捨五入>×10.14円の負担割合に応じた額が負担金となります。

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金：昼食1回あたり500円

②日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。 おむつ代：実費

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 下記指定口座への振り込み
親和銀行 新上五島支店 普通預金 1197340

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関：郵便局

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

(5) 緊急時及び事故発生時の対応

利用時において、利用者の体調等が急変した際、主治医又は、医療機関に適切な連絡を取り、必要な対応を行います。また、事故等により、財産の破損等の際は速やかにご契約者及び利用者に連絡いたします。

6. 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 田中えりか 095-895-7601

○苦情解決責任者（管理者） 田中えりか

○受付時間 毎週月曜日～日曜日 8:30～17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

長崎市すこやか支援課	所在地 長崎市魚の町4-1 電話番号 095-829-1146 受付時間 8:30～17:30
国民健康保険団体連合会	所在地 長崎県長崎市今博多町8番地2 電話番号・FAX 095-826-7293 受付時間 9:00～17:15

7. 虐待の防止

利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待や身体拘束の防止に関する責任者の選定

虐待防止に関する担当者 管理者 田中えりか

(2) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとします）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

(3) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。

(4) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8. 身体的拘束について

原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して同意を得た上で次に掲げることに留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また、事業者として、身体的拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性・・・直ちに身体的拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性・・・身体的拘束以外に、利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果を職員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1 1. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域密着型通所介護事業及び介護予防相当サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

通所介護事業所すまいるはあと

説明者職名 管理者 氏 名 田中 えりか 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始にあたり同意致しました。

利用者住所

氏 名 印

ご家族代表者（代筆） 印

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 木造 地上2階
- (2) 建物の延べ床面積 125.75㎡
- (3) 事業所の周辺環境 近隣にはショッピングセンターなどもあり、交通量は少なくな
いが比較的騒音などもなく落ち着いてすごせる環境です。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

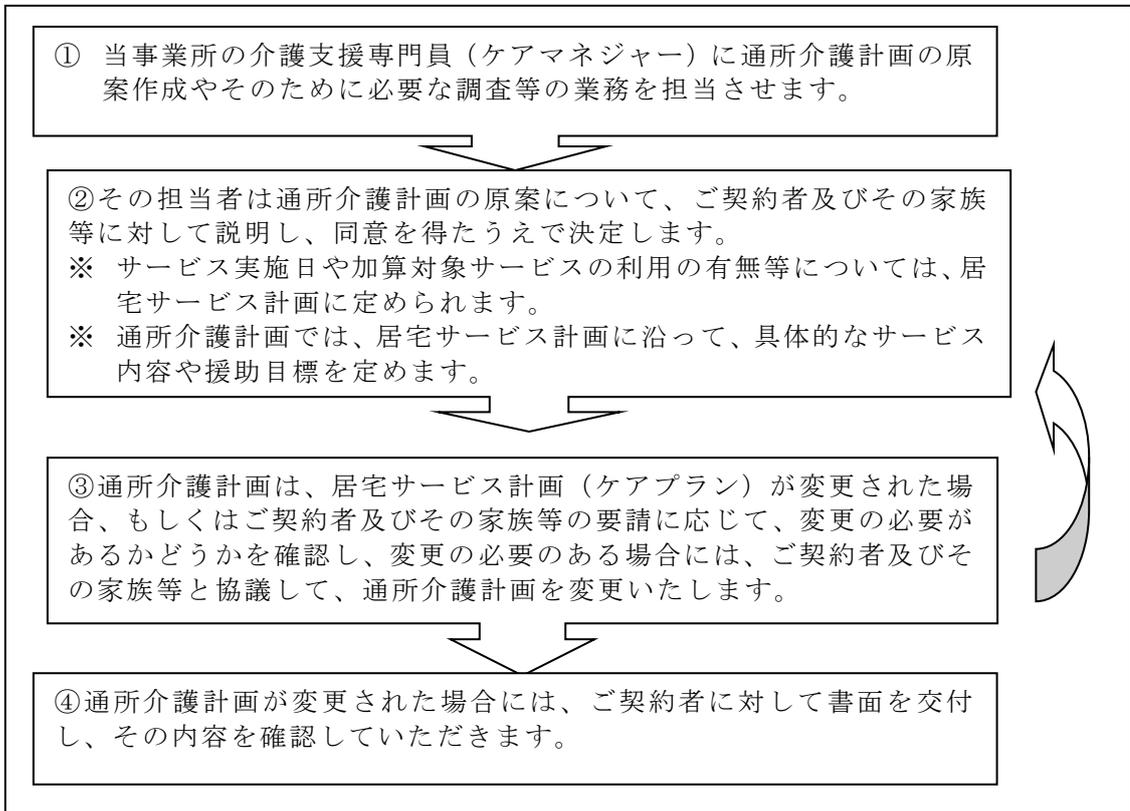
介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

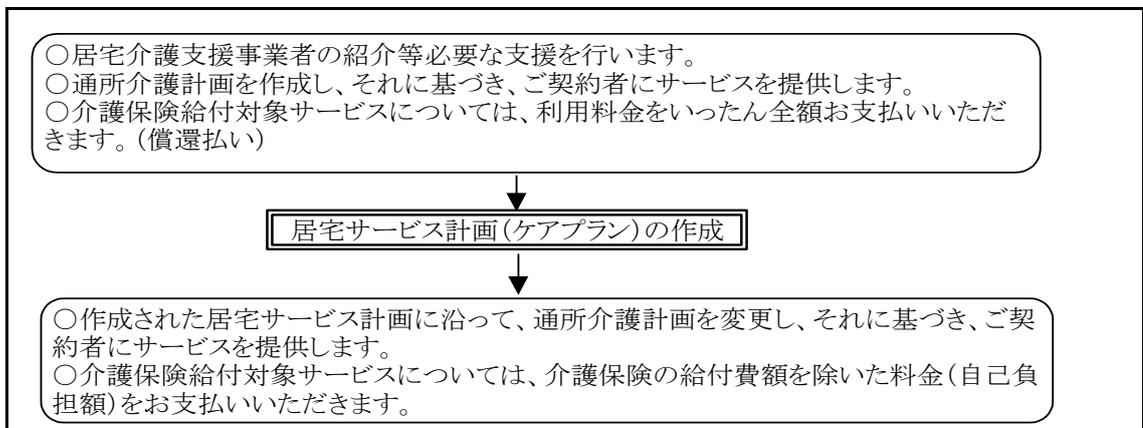
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

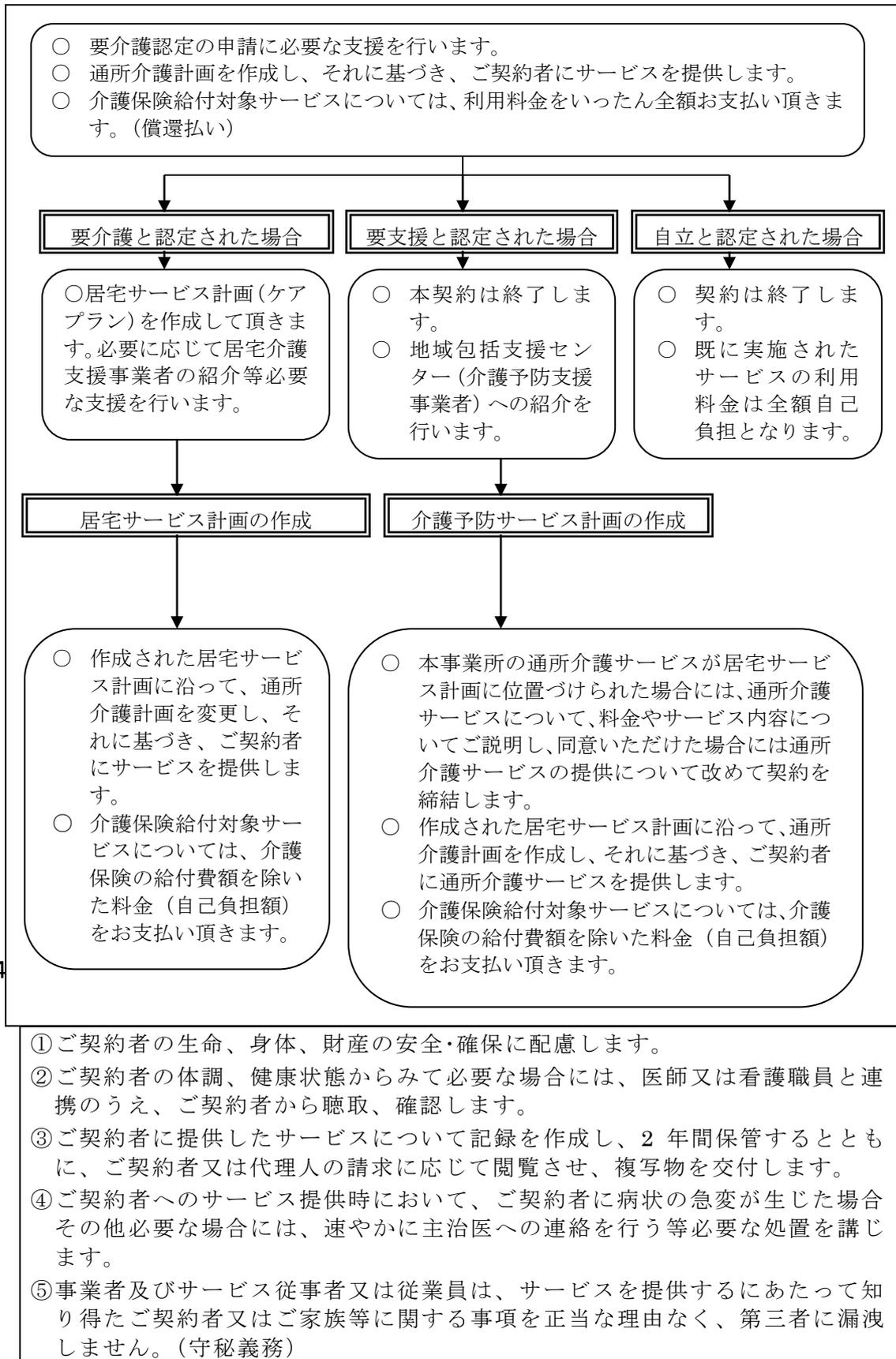


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



- ・ ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- ・ サービス担当者会議など、ご契約者に係る他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、ご契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 11 条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第 12 条、第 13 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 15 条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能に

なった場合

- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 15 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。